

T P P（環太平洋パートナーシップ）総合対策本部の設置について

〔平成 27 年 10 月 9 日〕
閣 議 決 定

1. T P P 協定の実施に向けた総合的な政策の策定等のため、内閣に T P P 総合対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 経済再生担当大臣、内閣官房長官
本部員 本部長及び副本部長以外の国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房 T P P 政府対策本部において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。